

報告一に関する討論

中野報告において、とりわけ参加者の強い興味と関心の対象となつたのは、現段階の農地行政に対する問題点の指摘の鋭さもさる

ことながら、氏が京都府の農業地帯構成を南部（開発先発地域）と北部（開発後発地域）に区分し、都市開発と地価高騰に伴う農地の商品化の影響と農家の側の対応の地域差を明瞭に指摘されている点であった。村落社会の研究という観点からみて注目されゆのは、この地域差がたんに開発の先発・後発というタイム・ラグに還元されるものではなく、やはり戦前・戦後の農民運動の展開や農地改革の実施状況といった歴史的背景をもつ地域農民の耕作権に対する認識の差（南部では小作争議も頻繁で耕作権に対する権利意識は高いが、逆に北部では地主の力が強く、小作争議も少なく、権利意識も低い）や地域労働市場展開の段階差、兼業条件のちがひ（南部は都市近郊で雇用機会に恵まれているが、北部は狭隘であり、ところによっては過疎地帯さえある）ともかかわりをもっているという指摘であった。そこで討論もこの地域差の問題とかかわって、二つの問題をめぐっておこなわれた。

第一に、南部では、農地の転用が進み、農地を売却した農民は、耕作権を維持し、また新たな売買差益の取得をあてこんで、地元以外の地域に代替農地を購入して、「入作」をおこなうようになってきているが、この「入作」はその集落の生活や慣行にどのような影響を与えているのかという問題である。たとえ農地の所有権が集落外の者へ移転しても、耕作権がすべて集落内の農民で占められている場合には、この農地の移動に即応した形で村落生活の変化はみられないという調査事例が同じ京都府の集落について紹介され、耕作権が集落外の者に移転することになる「入作」の場合との違いの説明が求められた。

これに対して中野氏は、村生活や慣行レベルの問題はよくわから

ないとしながらも、「入作」の進展によって、集落の秩序が乱されることがあることを指摘された。最も典型的な問題は、現行では入作者は転作をしなくてもよいということになっており、転作面積は集落の総水田面積に対して割当てられるのに、その割当てはすべてその集落内の農民がかぶらなければならなくなるという点である。その他、水利費分担、圃場整備など、土地利用や土地管理をめぐって、地元農民と入作者の利害の調整が大きな問題となることが示唆された。ただその場合も、昔からの集落機能が強固に残存しているところでは、入作者も転作の分担を受け入れるなど、集落の秩序に従わざるをえなくなっていることもつけ加えられた。

第二の問題は、京都府において、北部と南部の地域差が強調されたが、この地域的特殊性をふまえて今後の農業政策はどのように展開される必要があるのかということである。

これに対して中野氏は、農業委員会などの行政の対応も、また北部と南部の典型事例を発掘し、その実態を掌握している段階にあるとしながらも、これまで明らかにされたことから暫定的につきのよりのことがいえると答えた。まず南部の開発先路地域については、利用権設定をし、小作料水準を操作して利用権の集積を図ろうとする現在の国の農政の方針はまったく有効ではない。なぜなら農家は地価に寄生しているものであり、地代が問題なのではないからである。さしあたりは短期的でもよいから、交換耕作の形をとってでも有効に土地利用が行える体制を確立する必要に迫られている。これに対して北部については、織物業などの自営兼業が盛んな地域では、これまでにも貸貸借による農地の流動化が進み、今後進んでいくと思われる。しかし集積された農地は、水田単作を中心に大半が粗放

的、地力略奪的にしか利用されておらず、反収も低い。したがってこの地域ではより有効な土地利用という見地からは、いかにして水田単作から複合経営の展望をきりひろくかが課題となる。しかし、問題が最も困難なのは、北部の過疎地域である。ここでは老人農家が堆積する一方で農業の担い手を欠き、農地を有効に利用する対策も展望も打ち出せない。ただ同じ北部の過疎地域といっても、丹後と丹波では若干事情が異なり、丹後の場合は、丹後内に離村するところが多い。丹後の場合は、丹後内にまだ雇用機会があり、離村してもすぐに親元へかけつけることができるが、丹波の場合は、丹波内に雇用機会はなく、丹波外へ離村する以外にはなく、その意味で過疎の事態はより深刻である。中野氏は、最後に同じ京都府といってもこのように大きな地域差があることを改めて確認し、これをふまえたきめ細かな農業政策が必要であることを強調しつつも、農業政策の枠内では農業・農地問題を解決できないことも示唆して発言を結んだ。

(材木和雄 記)